

再生資源回収事業者認定制度ってなに？

日資連（日本再生資源事業協同組合連合会）が自主認定制度として、8月から再生資源回収事業者認定制度の申請受付を開始しました。ところで、再生資源回収事業者認定制度ってなに？何のためにやるの？といった素朴な疑問にお答えしたいと思います。



再生資源物とは・・・

リサイクルが可能な資源物のことで、古紙類・古繊維類・金属類・びん、カレットをいいます。現行の廃掃法（廃棄物の清掃及び処理に関する法律）の中では、専ら物（専ら再生の用に供する物）とって、廃棄物ではなく、許認可が無くても誰でも回収が出来ることになってます。



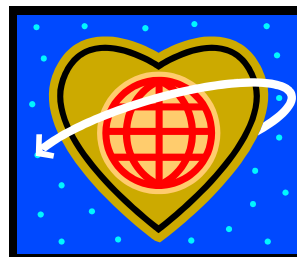
回収業者とは・・・

リサイクル可能な資源物を回収する業者です。上でも述べたとおり、専ら物を回収するのに、特に許認可は必要ありません。地域に根ざした資源回収業者は長年にわたって市民の皆様、行政の皆様と手を取り合ってリサイクルシステムの構築に努めてきた業者がほとんどです。しかし、誰でも回収できるため、グループを作って古紙類・アルミ缶を横取りする業者なども出て、社会問題になってます。

日資連の目指すもの・・・

日資連では、『再資源化に関する理念と定義を定めた基本要綱（日資連基本要綱）』を定め、地球環境を守るため、持続可能な資源循環型社会の形成に貢献することを宣言しています。

そのためには、回収事業者の許認可の有無とは関係なく、



リサイクルを前提に資源物を分別して出している市民の皆様には、確実なルートで、適正にリサイクルしていることを証明し、安心していただくことは当然のことと考えており、これを行うために自主的にこの認定制度を立ち上げました。これと同時に、既存のリサイクル化証明書を見直し、この認定制度に組み入れることで、市民の皆様から、より信頼されるリサイクルシステムを構築します。

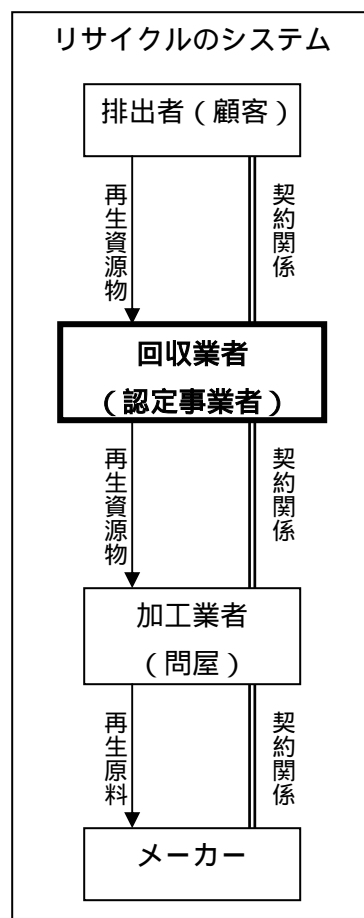
再生資源回収事業者認定制度とは・・・

事業を継続して行える経営基盤を持っていて、社会的にも認められ、且つ回収に適した車両と確実に再資源化できる流通経路を持っている回収業者から申請を受け、審査委員会が審議の上、認定します。

認定を受けた回収業者は、お客様と口頭若しくは書面に関わらず契約関係に基づいて資源物を回収し、確実にリサイクルをします。そして、新しくなるリサイクル化証明書で、資源の流過程を証明いたします。

この認定を取得した回収業者は、日資連のホームページ (<http://www.nisshiren.com/>) で公開する他、回収業者に要求すれば認定証を提示します。安心確実なリサイクルと、持続可能な資源循環型社会形成のためにも、資源回収は日資連の認定を受けた回収業者を御用命ください。

(日資連 紺野)



リサイクル化証明書とは・・・

旧厚生省の指導の下、資源物（専ら物）のリサイクルルートを証明するために発行しています。資源物の回収ルートや、確実な再資源化が証明されるため、ISO 14001 認証取得事業所からも信頼を受けております。認定制度の発足とともに、来年には新しいリサイクル化証明書の運用を開始いたします。

